

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和元年7月22日

月曜日

第4522号

目次

告示

○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧 1

公告

○肥料の登録有効期間の更新 3

○肥料の登録の失効

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4

○令和元年度富山県クリーニング師試験の実施 13

告示

富山県告示第319号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

常西用水土地改良区から申請のあった月岡町三丁目地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和元年7月12日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年7月22日

富山県知事 石井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

令和元年7月24日から

令和元年8月22日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

富山県告示第320号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

常西用水利土地改良区から申請のあった正の江用水地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、令和元年 7 月 12 日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

令和元年 7 月 24 日から

令和元年 8 月 22 日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

富山県告示第321号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

魚津市土地改良区から申請のあった片貝地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、令和元年 7 月 12 日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年 7 月 22 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 縦覧に供すべき書類
土地改良事業計画書の写し
定款の写し
- 縦覧の期間
令和元年7月24日から
令和元年8月22日まで
- 縦覧の場所
魚津市役所

公 告

肥料の登録有効期間の更新について

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和元年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	登録の有効期限
富山県 第428号	貝化石肥料	粒状貝化石 肥料	アルカリ分35.0	該当なし	新東化学工業株式 会社 千葉県市原市八幡 海岸通11番1	令和7年 2月12日
富山県 第430号	貝化石肥料	粒状貝化石 肥料	アルカリ分35.0	該当なし	泉工業株式会社 栃木県佐野市築地 町715番地	令和7年 6月5日

肥料の登録の失効について

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和元年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
富山県 第 410号	塩化加里	50粒状塩化加里	水溶性加里 50.0	該当なし	朝日化工株式会社 富山県小矢部市下後 廻 503番地 1
富山県 第 411号	塩化加里	52粒状塩化加里	水溶性加里 52.0	該当なし	朝日化工株式会社 富山県小矢部市下後 廻 503番地 1
富山県 第 412号	塩化加里	53粒状塩化加里	水溶性加里 53.0	該当なし	朝日化工株式会社 富山県小矢部市下後 廻 503番地 1

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

アルビス歌の森店 射水市戸破字加茂1569番 ほか7筆

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 大森 実

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 大森 実 ほか2

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男 ほか1

- 4 変更の日 平成30年5月11日 ほか
- 5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更があったため ほか
- 6 届出の日 令和元年6月28日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和元年7月22日から令和元年11月22日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 店舗の名称及び所在地
アルビス小矢部店 小矢部市桜町字産田1672番 ほか60筆
- 2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 大森 実

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 池田 和男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 大森 実

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 池田 和男 ほか1

4 変更の日 平成30年5月11日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更があったため ほか

6 届出の日 令和元年6月28日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月22日から令和元年11月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

アルビス氷見店 氷見市窪 295-1 ほか12筆

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 大森 実

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 大森 実 ほか1

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男 ほか1

4 変更の日 平成30年5月11日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者に変更があったため ほか

6 届出の日 令和元年6月28日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月22日から令和元年11月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

アルビス福光店 南砺市田中 268 ほか11筆

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 大森 実
(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地
代表取締役社長 池田 和男
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 大森 実 ほか2

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男 ほか2

4 変更の日 平成30年5月11日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更があつたため ほか

6 届出の日 令和元年6月28日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月22日から令和元年11月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所(法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

アルビス米島店 高岡市米島字表向 460-1 ほか28筆

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 大森 実 ほか4

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男 ほか4

4 変更の日 平成30年5月11日 ほか

5 変更の理由 小売業者変更のため

6 届出の日 令和元年6月28日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月22日から令和元年11月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで
きる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1
項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準
用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦

覽に供する。

令和元年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

イータウンとなみ 砺波市太郎丸字堀田島3530号1番 ほか 124筆

2 店舗を設置する者 株式会社ヤマダ電機 ほか1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役社長 山田 昇 ほか1

(変更後) 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役社長 三嶋 恒夫 ほか1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役社長 山田 昇 ほか4

(変更後) 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役社長 三嶋 恒夫 ほか4

4 変更の日 平成30年6月28日 ほか

5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更があったため ほか

6 届出の日 令和元年6月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年7月22日から令和元年11月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

いみずのショッピングタウン 射水市一条6番5 ほか28筆

2 店舗を設置する者 アルビス株式会社 ほか1

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 大森 実 ほか1

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男 ほか1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 大森 実 ほか3

(変更後) アルビス株式会社 射水市流通センター水戸田三丁目4番地

代表取締役社長 池田 和男 ほか2

- 4 変更の日 平成30年5月11日 ほか
- 5 変更の理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者に変更があったため ほか
- 6 届出の日 令和元年6月28日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 令和元年7月22日から令和元年11月22日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

令和元年度富山県クリーニング師試験の実施

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和元年度富山県クリーニング師試験を次のとおり実施するので、富山県クリーニング業法施行規則（昭和26年富山県規則第24号）第9条の規定により公示する。

令和元年7月22日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和元年10月19日（土）午前9時から

(2) 試験の場所

富山市下新町32番26号 富山県理容美容専門学校

2 試験科目

(1) 学科試験

衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗濯物の処理に関する知識

(2) 実技試験

アイロン仕上げ、繊維鑑別

3 受験手続き

(1) 受験願書の配布場所

令和元年7月29日（月）から同年9月6日（金）まで、富山県厚生部生活衛生課、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山市保健所で配布する。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

また、富山県のホームページ（<http://www.pref.toyama.jp/>）に掲載する。

(2) 受験願書の受付期間及び受付場所

令和元年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に、富山県厚生部生活衛生課、富山県内の厚生センター若しくは厚生センター支所又は富山市保健所に持参（提出期間の午前8時30分から午後5時15分までの間に限る。）又は郵送すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内の消印があるものに限る。

(3) 提出書類

ア 受験願書（富山県クリーニング業法施行規則で定める様式）

イ 履歴書（受験案内で定める様式又は市販の履歴書）

ウ 受験資格を有することを証明する書面又はその写し

なお、書面の写しであるときは、原本を提示すること。また、書面上の氏名と現在の氏名が異なる場合は戸籍抄本を添付すること。

エ 写真票（出願前6ヶ月以内に撮影した脱帽上半身、正面向き、縦10cm、横8cm程度の写真（L版相当）の裏面に氏名を記載し、受験案内で定める様式に貼り、氏名及び生年月日を記入すること。）

(4) 受験手数料

7,000円（受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書に貼ること。）

4 合格発表

令和元年11月5日（火）午前9時に、富山県庁正面掲示板、富山県のホームページにおいて、合格者の受験番号を発表する。

また、合格者には、クリーニング師試験合格通知書を郵送する。

5 問合せ先

富山県厚生部生活衛生課（電話076-444-3231）、富山県内の厚生センター及び厚生センター支所並びに富山市保健所

